

令和3年9月13日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

令和3年9月13日、午前10時00分久留米リサーチセンタービル2階 研修室Aに召集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

5番	江上 哲夫 委員
8番	笠 幸夫 委員
9番	黒岩 純 委員
10番	古賀 喜治 委員
11番	後藤 靖子 委員
12番	末次 龍夫 委員
14番	田中 修二 委員
15番	田中 弥生 委員
16番	手島富士雄 委員
17番	富安 辰行 委員
19番	中村 裕 委員
21番	日比生和雄 委員
22番	深川 嘉徳 委員
23番	柳 壽祥 委員

欠席委員は次のとおりである。

赤司 久美 委員 秋永 憲一 委員 今村 裕一 委員 内田 正隆 委員
大石 敏裕 委員 甲斐サエ子 委員 田中 文 委員 鳥越 文生 委員
林田 高夫 委員 山口 啓一 委員

事務局の出席者は4名である。

事務局 おはようございます。それでは、9月の総会を開始したいと思います。
本日、現委員24名中14名と過半の出席がっておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立しております。
それでは、会長よろしく願いいたします。

議長 皆さん、おはようございます。強い台風14号が、東シナ海を北上しており、今週の後半、九州、それから西日本のほうに近づく可能性があると聞いています。
最新の情報、台風の情報を確認いただきますように、心がけていただきますようお願いを申し上げて挨拶とさせていただきます。
それでは、ただいまから9月の農業委員会を開催させていただきます。
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 1ページをお願いいたします。
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について。
農地の所有権移転、賃借権設定の許可申請書が提出されたので付議いたします。
所有権移転、東部地域、1番から、3ページ、8番までの8件です。
4ページをお願いいたします。西部地域、9番、10番の2件です。
続きまして、賃借権設定、東部地域、11番、1件です。
なお、3ページの審議番号8番につきましては、農地法施行令第2条第1項第1号によって、教育医療または社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人が、その権利を取得しようとする農地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合には不許可の例外として、農地所有適格法人でなくても農地を所有できるとされており、この案件では社会福祉法人***が運営する**保育所の学童農園として取得するものです。
以上、審議番号1番から11番までの各審議案件につきまして、農地法第3条第2号の各号の審査基準について審査会において説明を行いまして、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。
以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委 員 1号議案の8番ですけど、従事日数160日とあるのは他にも施設があったということですか。

事務局 現在の農地は***保育所の駐車場を挟んですぐに隣接する土地になっており、今後の計画も含めての日数というところで算出しています。

委 員 従事日数がまだゼロだけどこれからということか。

事務局 そうですね。社会福祉法人の特例での取得になりますので、本来、要件的に従事日数をここに記載する必要はありませんが、実際にこの園の方が作業される日数を目安として記載しています。

委 員 分かりました。

議 長 ほかにございませんか。

「なしの声」

議 長 ほかに質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。

第1号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案は可決されました。続きまして、第2号議案、農地転用計画変更承認申請についてでございますが、次の3号議案、農地法第5条の規定による許可申請についての中の、審議番号10番と関連がある案件でございますので、一括して議題といたします。

また、3号議案、審議番号4番及び17番は、農業委員会等に関する法律第31条の第

1項の議事参与の制限に該当いたします。よって、3号議案では、審議番号4番、審議番号17番と、それ以外に分けて審議をいたします。
最初に第3号議案、審議番号4番を審議いたします。
議席番号**番、****委員の退席を求めます。

****委員 退席

議 長 それでは、審議番号4番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 6ページをお願いいたします。
第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。
7ページをお願いいたします。
東部地域、4番、1件です。
以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりました。
審査会からの審査結果報告についてですが、事前の資料で確認していただいているということで、割愛をさせていただきます。
では、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。
第3号議案、審議番号4番について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により第3号議案、審議番号4番は可決されました。
審議番号4番の審議が終了しましたので、退席をされています議席番号**番、****委員の出席を求めます。

*****委員 入室

議 長 *****委員に報告をします。審議番号4番は可決されました。
続きまして、第3号議案、審議番号17番を審議いたします。
議席番号**番、*****委員の退席を求めます。

*****委員 退席

議 長 それでは、審議番号17番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 6ページをお願いいたします。
第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、農地転用許可申請書が
提出されたので付議いたします。
11ページをお願いいたします。
西部地域、17番、1件です。なお、こちらの案件につきましては、転用面積が
3,000m²を超えておりますので、県農業会議の意見聴取案件となります。
以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりました。
審査会から審査結果報告についてですが、事前の資料で確認いただいているという
ことで、割愛させていただきます。
ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第3号議案、審議番号17番について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 全員挙手により、第3号議案、審議番号17番は可決されました。
審議番号17番の審議が終了しましたので、退席されています議席番号**番、**

***委員の出席を求めます。

*****委員 入室

議 長 *****委員に報告いたします。審議番号17番は可決されました。
また、審議番号17番は許可相当として、県農業会議の意見聴取をいたします。
続きまして、第2号議案と第3号議案のうち、審議番号4番、17番を除く議案を一括して議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 5ページをお願いいたします。
第2号議案、農地転用計画変更承認申請について、農地転用計画変更承認申請書が提出されたので付議いたします。
東部地域、1番、1件です。こちらにつきましては、第3号議案、審議番号10番と関連案件となっております。
続きまして、6ページをお願いいたします。
第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。
東部地域、1番から、7ページ、4番を除く、8ページ、10番までの9件です。
なお、審議番号10番の案件につきましては、第2号議案の審議番号1番と関連案件となっております。
続きまして、9ページをお願いいたします。
西部地域、11番から、11ページの17番を除く、12ページ、22番までの11件です。
なお、農地区分が、農用地または第一種農地で転用面積が1,000m²を超えて3,000m²以下の案件につきましては、県農業会議の意見聴取案件となりますが、このたびの緊急事態宣言の延長を受けまして、転用面積が3,000m²を越えるもの以外は、意見徴取の対象外とする旨の通知がありましたので、先ほどの東部地域の9件、西部地域、11件につきましては、県農業会議の意見聴取案件の対象はないことを報告いたします。
以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりました。

審査会からの審査結果報告についてですが、事前の資料で確認していただいているということで、割愛をさせていただきます。

では、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委員 第3号議案の16番は12区画を分譲する計画となっておりますが、建蔽率27%の意味を教えてください。

事務局 敷地における建築面積の建蔽率22%以上あるか確認のため記載しているものです。

委員 分かりました。

議長 ほかにございませんか。

「なしの声」

議長 ほかに質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。

なお、採決にあたりましては第2号議案、第3号議案のうち審議番号4番及び17番を除く議案に分けて採決いたします。

それでは、第2号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議長 ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案は可決されました。

続きまして、第3号議案のうち審議番号4番及び17番を除く議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議長 ありがとうございます。全員挙手により、第3号議案のうち審議番号4番及び17番を除く議案は可決されました。

続きまして、第4号議案、非農地証明についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 13ページをお願いいたします。

第4号議案、非農地証明について、非農地証明願が提出されたので付議いたします。
西部地域、1番、1件です。

以上、審議番号1番の案件につきまして、審査会で説明を行いまして、非農地証明
の取扱い基準に適合していることを報告いたします。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は
挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第4号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議長 ありがとうございます。全員挙手により、第4号議案は可決されました。
続きまして、第5号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名
簿への登録申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 14ページをお願いいたします。

第5号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申
請について、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申
請書が提出されましたので付議いたします。

審議番号1番、1件です。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は

挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑はないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第5号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第5号議案は可決されました。
続きまして、第6号議案、久留米市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 15ページをお願いいたします。
第6号議案、久留米市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の決定を求められましたので付議いたします。
1、所有権移転、8件。
2、利用権設定（農地中間管理事業関係）、4件。
16ページをお願いいたします。
1、所有権移転、第1区、1番の1件です。
第2区、2番の1件です。
第3区、3番から、17ページの6番までの4件です。
17ページをお願いいたします。
第5区、7番から、18ページの8番までの2件です。
19ページをお願いいたします。
利用権設定（農地中間管理事業関係）、第2区、1番から4番までの4件です。
以上、1、所有権移転、審議番号1番から8番まで、2、利用権設定（農地中間管理事業関係）、審議番号1番から4番までの案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考えられます。
以上で、説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第6号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第6号議案は可決されました。よって、久留米市長宛て通知いたします。続きまして、第7号議案、農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく別段の面積の設定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 20ページをお願いいたします。第7号議案、農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく別段の面積の設定について、空き家に付属する農地指定申請書が提出されたので付議いたします。西部地域、1番、1件です。1番、申請地、三潞町西牟田、畑、30m²、別段面積、1a。100m²未満の面積の場合には要綱上1aと見なすとありますので、1aに設定されます。空き家の所在地は農地の東側に隣接しております。地図ナンバーは25です。以上、審議番号1番の案件につきまして、審査会で説明を行いまして、久留米市空き家情報バンクに登録された空き家に付属する農地の取扱い基準に適合していることを報告いたします。なお、総会にて最終的に決議された後は、この農地を空き家と合わせて取得する場合にのみ、下限面積が1a、30m²に引き下げられることとなります。今後、空き家とこの農地を合わせて取得したいという方が出てきた場合には、農地部分につきまして、農地法第3条の許可申請を行っていただき、許可を受けていた

だくという流れになっております。

以上で、説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第7号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第7号議案は可決されました。続きまして、第8号議案、農地法第18条第1項許可申請に係る農業委員会意見書についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 21ページをお願いいたします。第8号議案、農地法第18条第1項許可申請に係る農業委員会意見書について、農地法第18条第1項許可申請があり、農地法施行令第20条の規定による意見書を送付したいので付議いたします。

1、農地法第18条第1項許可申請に係る農業委員会意見書案、第8号議案別紙のとおりです。

農地の賃貸借の解約手続について説明します。

通常の場合としては、農地の解約は農地法第18条第6項の規定による合意解約がほとんどとなっています。

ただし、合意解約がまとまらないケースの場合は、福岡県知事が許可する農地法第18条第1項に基づくものがあります。今回、久留米市の農地について賃貸人から7月30日付で申請があっているものです。

地図のほうをお願いいたします。地図番号が26番になります。

今回の対象農地は、****北側に位置する農地で、網掛けの部分となっております。

ます。所在は久留米市御井町字*****番、地目は台帳が田、現況が畑、面積が***m²の農地となっています。

農地の所有者は、久留米市***町の方となります。小作人の方は、久留米市**
*町の方となります。

今回のケースについてですが、期間の定めのない農地の賃貸借を解約して、農地を返してもらう手続となります。合意解約の場合を除いては、賃貸人が農地法第18条第1項の都道府県知事の許可を得て、賃借人に対して解約の申し入れを行う手続のことです。

許可申請については、農業委員会を経由して都道府県知事に提出することとなり、対象農地がある農業委員会は、意見を付して都道府県知事に送付する必要があります。

意見書を作成するにあたっては、事務局のほうでは担当委員である*****委員さん及び*****委員さんと一緒に現地を確認し、8月30日に所有者、及び小作人への確認を行っています。

そうしたことを勘案して、関係する農業委員さん、推進委員さんと協議をするとともに、福岡県でもあまり事例のないケースであったため、朝倉農林事務所や福岡県水田農業振興課へ農地法の手続きについての確認をしながら、意見書案を作成しています。

意見書につきましては、農業委員さん、推進委員さんと現地を確認して、直接、所有者の方、小作人の方双方にお会いをして確認を行って作成をしています。

以上で説明を終わります。

事務局 ありがとうございます。以上で、第8号議案の説明を終わります。

議長 事務局の説明を終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第8号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 全員挙手により、第8号議案は可決されました。よって、福岡県知事宛て送付いたします。

引き続きまして、報告事項に入ります。

報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理の専決について。

報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について。

報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について。

事務局の説明を省略いたします。

それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了します。

したがいまして、報告第1号から報告第3号までの報告事項を終わります。

次に、お諮りをいたします。今総会におきまして、議決されました案件で、条項・字句・数字その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。御異議ございませんか。

「なしの声」

議 長 御異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、条項・字句・数字その他の整理は議長に委任することに決定いたします。

ただいまから議事録署名委員を指名いたします。久留米市農業委員会会議規則第10条第2項の規定により、5番、江上哲夫委員、15番、田中弥生委員をお願いいたします。

以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。